

お知らせ

おむつ代の医療費控除

問 高齢福祉課 ☎ (55)7-1116

おむつ代の医療費控除が2年目以降で、令和5年12月31日現在に要介護認定を受けている方は、次の要件を満たす場合、市が交付する「おむつ使用の確認書」により医療費控除におむつ代を含むことができます。

該当すると思われる方は交付申請をしてください。

▼交付要件／介護保険主治医意見書でねたきり状態にあり、かつ尿失禁の可能性があることを確認できること

▼申請場所／高齢福祉課または各支所

もの

※確認書は即日交付できません。後日送付します。

※該当者の住所・氏名・生年月日のわかるものを「持参していただくと手続きがスムーズです。

障害者控除対象者認定書

問 高齢福祉課 ☎ (55)7-1116

令和5年12月31日現在の介護保険の認定状況により、確定申告などで「障害者控除」を受けることができます。

該当者へ、1月下旬に認定書を送付します。

また、令和5年1月1日以降に亡くなられた方についても死亡日時点の認定状況を基に、相続人へ認定書を送付し

ます。

なお、認定書の障害理由が引き続きねたきりに該当する方へは、新たに認定書を送付しませんので、以前の認定書を「利用ください。

納付額確認書を発送します

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料について
介護保険料について

問 保険年金課 ☎ (55)7-1119

問 高齢福祉課 ☎ (55)7-1116

令和5年中に納めていただいた国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料納付額確認書を1月下旬に

この納付額確認書は、確定申告などの際に、社会保険料控除としてご使用いただけます。

送付します。

この納付額確認書は、確定申告など

の際に、社会保険料控除としてご使用いただけます。

送付します。

高額療養費の外来年間合算制度

問 保険年金課 ☎ (55)7-1119

令和5年12月31日現在の介護保険の負担限度額の区分が一般または非課税

世帯に属する70歳以上の方で、計算期間に外来診療の自己負担額の合計が、年間上限額を超える場合に、その超え

た額を支給

▼計算期間／令和4年8月1日～令和5年7月31日

▼基準日／令和5年7月31日

※ただし、計算期間に月ごとの高額療養費が支給されている場合は、そのうち外来診療分として既に支給された額を差し引いた金額が対象

申請手続／

【愛西市国民健康保険に「加入の方】

対象となる方へ郵送で「案内します。案内が届きましたら申請してください。

【後期高齢者医療保険に「加入の方】

対象となる方へ郵送で「案内します。案内が届きましたら申請してください。

既に高額療養費振込口座を登録している方は、申請の必要はありません。

案内が届きましたら申請してください。

既に高額療養費振込口座を登録している方は、申請の必要はありません。

案内が届きましたら申請してください。

▼必要書類／

- ・国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証
- ・自己負担額証明書(計算期間内で医療保険者が変更になつた場合に必要)
- ・振込先通帳

- ・マイナンバーカードまたは通知カードなど(個人番号確認のため)

▼申請場所／保険年金課または各支所

※基準日に、被用者保険(会社の保険など)や愛西市以外の国民健康保険、後期高齢者医療保険に加入の方は、それぞれの医療保険者へお問い合わせください。

給与支払報告書の提出は
1月31日(水)までに

問 税務課 ☎ (55)7-1223

給与の支払いをする方で給与所得から源泉徴収をする義務のある方は、給与の支払いを受ける者が1月1日現在に住んでいる市町村に給与支払報告書を提出することになります。

令和5年中の給与所得の金額、その他必要な事項を記入し、総括表を添えて市町村別に提出してください。年の途中で退職された方の給与支払報告書も提出が必要です。

令和5年中の給与所得の金額、その他必要な事項を記入し、総括表を添えて市町村別に提出してください。年の途中で退職された方の給与支払報告書も提出が必要です。

令和5年中の給与所得の金額、その他必要な事項を記入し、総括表を添えて市町村別に提出してください。年の途中で退職された方の給与支払報告書も提出が必要です。

令和5年中の給与所得の金額、その他必要な事項を記入し、総括表を添えて市町村別に提出してください。年の途中で退職された方の給与支払報告書も提出が必要です。

令和5年中の給与所得の金額、その他必要な事項を記入し、総括表を添えて市町村別に提出してください。年の途中で退職された方の給与支払報告書も提出が必要です。

問 税務課 ☎ (55)7-1223

市では、地方税ポータルシステム(エルタックス)での電子申告をご利用いただけます。

■ <https://www.eltax.lta.go.jp>
業種の改定がありました。

【特定最低賃金】
問 津島労働基準監督署
☎ (26)4-155

愛知県で令和5年12月16日から2

輸送用機械器具製造業

1千59円
1千28円

市役所 ☎ 496-8555(住所不要) FAX(26)1011 □ <https://www.cityaisai.lg.jp/>